

○財務省告示第二百五十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十五年七月八日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

平成二十五年八月八日

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十

九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びその 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

用等 律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者





の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争

額 上 額  
面 の 面  
金 そ 金  
額 れ 額  
百 ぞ 百  
円 れ の 円  
に つ の につ  
き き 募  
百 百 価  
円 十 格  
一 一 十  
銭 銭 錢  
以

(一) 年 一  
募 入 九  
入 決 パ  
払 定 セ  
込 額 ン  
し に 通  
加 知 を  
え 受  
、 け  
次 の た  
第 算 者  
二

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9 \times 18}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その

係る所得が源泉徴収の  
もとの記載又は記録さ  
座に記しては、前記の  
にりついで、前記の  
よりに算出た金額から  
額に百分の二十・三  
じた金額の十分の一  
を發行時にあたし、外  
が非居住者又は外国  
るが、居住者又は外国  
よるが、居住者又は外国

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額  
十七 償還金額  
十八 元利支  
十九 払込期日  
二十 払込期日

住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額（を控除することができる。）

平成二十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十五年六月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年七月八日